

## 保有個人データに関する事項の公表等について

本土地改良区個人情報保護に関する規程第 15 条の規定により、保有個人データに関する事項を公表する。

平成 26 年 3 月 1 日

佐賀土地改良区

- 1 本土地改良区の名称  
佐賀土地改良区
- 2 利用目的  
本土地改良区定款第 4 条に規定する事業を円滑に実施するために利用する。  
労働者等の個人情報、事業等を実施する際の雇用管理のために利用する。
- 3 個人情報の保護に関する方針
  - ① 法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱う。
  - ② 苦情処理に適切に取り組む。
- 4 共同利用に関する事項  
本土地改良区の個人データは、共同利用を行う。共同利用の概要は下記のとおり。
  - ① 共同して利用する個人データ項目  
氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地台帳等の個人情報データベース等に記載されている事項
  - ② 共同で利用する者の範囲  
佐賀県、佐賀市農業委員会、小城市農業委員会、佐賀県土地改良事業団体連合会、公益社団法人佐賀県農業公社及び佐賀県農業協同組合、佐賀市中央農業協同組合、株式会社南川副ファーム
  - ③ 利用する者の利用目的  
定款第 4 条に掲げる事業、土地改良施設の維持管理その他の地域農業の振興のため
  - ④ 個人情報の管理等共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称  
佐賀土地改良区 個人情報保護管理者 総務課長
- 5 保有個人データに関する本人からの次に掲げる求めを行う場合の手続及び手数料
  - ① 保有個人データに関する求めの種類  
利用目的の通知の求め、開示の求め、内容の訂正、追加又は削除の求め、利用停止又は消去の求め、第三者提供の停止の求め
  - ② 保有個人データの開示等を求める場合の手続  
開示等の求めを行う旨及び求めの内容を記載した書面を本土地改良区理事長へ提出してください。
  - ③ 手数料  
別紙のとおり。  
ただし、これによりがたい場合は実費を徴収するものとする。
- 6 個人情報の取扱いに関する苦情の申出先  
佐賀土地改良区 個人情報保護管理者 総務課長

別表 手数料 (第21条関係)

	書面の交付による場合	口頭・電話による場合	ファクシミリ・電子メールによる場合
第15条第2項 (利用目的の通知の求め)	20円及び送料	無料	20円
第16条第1項 (保有個人データ等の開示の求め)	用紙1枚につき20円及び送料	—	用紙1枚につき20円 (注)

(注) ファクシミリ・電子メールによる通知等は、開示の求めを行った者が同意した場合に限る。